

(1) 身体障害者手帳、愛の手帳の第1種、第2種の区分

●**内容** 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額により、第1種と第2種に区分されます。

第1種	①身体障害者障害程度等級表（→158ページ）の網かけ部分の等級にあてはまる人 ②愛の手帳1・2度の人 ③愛の手帳3度の人で身体障害者手帳1～3級を併せ持つ人
第2種	①身体障害者障害程度等級表（→158ページ）の網かけ部分の等級以外にあてはまる人 ②愛の手帳3・4度の人
介護者	第1種の人または12歳未満の定期乗車券を使用する第2種の児童を介護する12歳以上の人

(2) JR 運賃、私鉄運賃

身知

●**内容** 本人と介護者がJR・連絡会社線（乗車券の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）を利用する場合、運賃が割引になります。

●**対象** 身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳をお持ちの人と介護者（割引率）

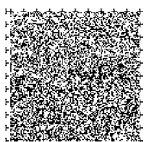
利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障害者が介護者付添いで利用する場合	普通乗車券、定期券（小児を除く。）、回数券（バスを除く。）、急行券（JR線のみ）	50% （バスの定期券30%） 介護者同率	JR線（航路・バスを含む。）および連絡会社線の各駅相互間
12歳未満の第2種心身障害者が介護者付添いの場合	定期券（介護者のみ）		
第1種心身障害者および第2種心身障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	同上 ただし鉄道・航路は片道100キロを超える区間に限る。

※特急料金、グリーン料金は割引対象外です。

●**利用方法** ・乗車券を購入する際に、身体障害者手帳または愛の手帳を発売窓口に提示し、申込みます。
・12歳以上の第1種身体障害者が介護者付添いの場合、片道100キロまでは、券売機で小児乗車券を購入し、改札口で身体障害者手帳または愛の手帳を提示します。

●**問合せ** 戦傷病者の無料扱い

障害の程度により年1枚から12枚の乗車券引換証を交付します。引換証に必要事項を記入し、JR各駅の出札窓口で乗車券および急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。



申請窓口：東京都 福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当
 電話 03(5320)4078 FAX 03(5388)1403
 JR東日本お問い合わせセンター 電話 050(2016)1600
 私鉄については、各鉄道会社へお問い合わせください。

(3) 航空旅客運賃

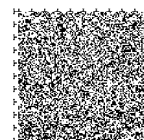
身知精

- **内容** 国内線の航空機を利用するとき、運賃の割引が受けられます。割引対象路線および航空券の購入方法や割引の詳細については、直接各航空会社へお問い合わせください。
- **対象**
 - ①身体障害者手帳をお持ちの12歳以上の人と、同時に同一区間を利用する介護者1人
 - ②愛の手帳(療育手帳)をお持ちの12歳以上の人と、同時に同一区間を利用する介護者1人(愛の手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印が捺印されている人)
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と、同時に同一区間を利用する介護者1人(精神障害者保健福祉手帳に顔写真が付いていて搭乗日が有効期間内であるものに限る。)
 - ④戦傷病者手帳をお持ちの人 障害の区分・程度に関係なく戦傷病者手帳をお持ちの人とその介助者1人
- **利用方法** 航空券購入時と搭乗時は手帳の提示が必要です。ご本人が手帳を携帯することが困難な場合は、介護者が携帯してください
- **問合せ** 詳細は、直接各航空会社へお問い合わせください。

(4) 都営交通の無料パスと割引

身知

- **内容** 都内在住で、都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く。)。有効期間は、3年間です。
- **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)、被爆者健康手帳(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)をお持ちの人
- **費用**
 - ①本人無料
 - ②介護者の扱い
 身体障害者手帳第1種の人(→158ページ)または愛の手帳の人の介護者が同乗する場合は、乗車する際に手帳を見せれば、50%割引(都バスの定期券は30%割引)になります。
- **申請方法** 申請に必要なもの：各手帳(原爆被爆者は被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当証書)
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係
 ※手帳の提示で料金が割引になる場合もあります。手帳の種類等によって異なりますので、詳しくは以下にお問い合わせください。



(5) 都営交通の無料パス (精神障害者都営交通乗車証) **精**

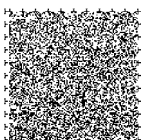
- **対象** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人(シルバーパス、その他無料乗車券所持者を除く。)
- **利用方法** 23区内の都電、都バス、都営地下鉄および日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(25か所)で、精神障害者保健福祉手帳を提示して申し込んでください。ICカード(パスモ)、磁気券、紙券がご利用いただけます。都営交通を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります。有効期間は、発行日から2年間です。
- **問合せ** 東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当
電話03(5320)4464

(6) 港区コミュニティバス・台場シャトルバス乗車券 **身知精難**

- **内容** コミュニティバス(ちいばす)、台場シャトルバス(お台場レインボーバス)を利用するとき、「港区コミュニティバス・台場シャトルバス乗車券」を提示すると料金が無料になります。また、区内在住者は、手帳の提示でも料金が無料になります。
- **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの人、難病医療費助成を受けている人(介護者は通常料金です。)
- **申請方法** 申請に必要なもの：各手帳、医療券(難病医療費助成を受けている人)、認定書または健康管理手当証書(原爆被爆者)
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(7) タクシー運賃 **身知精**

- **内容** 心身障害者(児)がタクシーを利用する場合、乗車前に身体障害者手帳または愛の手帳を乗務員に提示し、写真により本人と確認された場合、運賃が割引されます。
割引率：メーター表示額の10%(10円未満の金額は切捨て)タクシー利用券を利用した場合も割引が受けられます。
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、一部のタクシー会社を除き割引が受けられません。
- **対象** 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの人
- **問合せ** 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
電話03(3264)8080 FAX03(3221)7665



(8) 民営バス (身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの人)

身知

- **内容** 都内を運行する一般路線バスの都内区間の運賃が半額になります。
割引率：乗車券 50% 定期券を購入する場合 30%
- **対象** ①身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの人
②手帳(第1種)所持者と同乗する介護者
- **利用方法** ①単独利用の場合
障害者本人が単独で利用する場合は、乗車時に手帳を提示します。
②介護者とともに利用する場合
障害者が介護者の付添いで利用する場合は、「心身障害者民営バス乗車割引証(介護人付)」の交付を受けて乗車時に提示します。
本人、介護者とも割引となります。
※本人が、小児運賃を払って乗車する場合は、介護者が割引になります。
③定期券を購入する場合
あらかじめ「定期券割引購入申込書」の交付を受けて購入時に提出します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(9) 民営バス (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人)

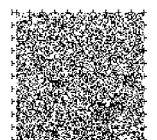
精

- **内容** 都内を運行する一般路線バスの都内区間の運賃が半額になります。運賃割引の詳細については、各バス会社にお問い合わせください。
- **対象** 東京都が発行する写真貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- **利用方法** ①運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。
②バス共通カード・パスモ・スイカをご利用になる場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員にお申し出ください。
- **問合せ** 東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課
生活支援担当 電話03(5320)4464

(10) 有料道路通行料金

身知

- **内容** 有料道路の通行料金が半額になります。
- **対象** ①身体障害者手帳をお持ちの人が自分で運転する場合
②重度の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの人を乗せて運転する場合
※重度の障害者の範囲は身体障害者手帳または愛の手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第1種」と記載されている人です。
対象車輜：障害者本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、きょうだいおよびその配偶者ならびに同居の親族等が所有する乗用車1台(営業車、法人所有は除く。)または排気量125ccを超える二輪自動車
- **申請方法** **申請に必要なもの**：①各手帳、運転免許証(自分で運転する場合)、自動車検査証



②ETC利用の場合は、上記①に加えETCカード(障害者名義のもの)、ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)が必要です。

※詳細については、お問い合わせください。

●**利用方法**

- ①料金を払う際に、手帳を提示の上、料金を支払ってください。
- ②ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを通行してください。

●**問合せ**

各総合支所 区民課 保健福祉係

(11) フェリーリョカクウチン旅客運賃

身知精

●**内容**

障害者がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。対象となる人、割引率、割引対象船室等は会社によって異なります。各フェリー会社に必ず事前にお問い合わせください。

●**対象**

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの人と介護者1人※介護者については、等級や程度によって適用されない場合があります。

●**問合せ**

詳しくは、各フェリー会社へお問い合わせください。

(12) 携帯電話けいたいでんわ使用料など

身知精

●**内容**

障害者が携帯電話を使用する際に基本使用料や各種サービス料金が割引になります。各携帯電話サービス会社およびサービスの内容により、申込み手続きや割引率が異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

●**対象**

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの人

●**問合せ**

各携帯電話会社へお問い合わせください。

(13) NTTの電話番号案内えぬていてい でんわばんごうあんないの無料利用むりょうりょう

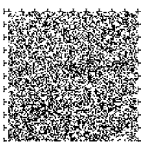
身知精

●**内容**

NTT104番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料で番号案内を利用できます。

●**対象**

- ①身体障害者手帳をお持ちの人で、次のいずれかの人
 - ・視覚障害 1～6級
 - ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2級
 - ・聴覚障害 2・3・4・6級
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3・4級
- ②愛の手帳をお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- ④戦傷病者手帳をお持ちの人で、視覚の障害 特別項症～第6項症、上肢の肢体不自由 特別項症～第2項症、聴覚障害第2・4項症および音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第1・2・4項症の人



- **問合せ** といあわ NTT東日本ふれあい案内担当
電話 フリーダイヤル0120-104174 (全国共通)
FAX フリーダイヤル0120-104134 (全国共通)

(14) すいどう げすいどうりょうきん 水道・下水道料金

身知精

- **内容** ないよう 申請により水道・下水道料金が減免されます。

- **対象** たいしょう ①特別児童扶養手当を受けている人
②児童扶養手当を受けている人
③生活保護法による生活扶助等を受けている人

- **問合せ** といあわ 東京都 水道局 お客様センター 電話03(5326)1101

(15) えぬえいちけいじゅしんりょう NHK受信料

身知精

- **対象** たいしょう

- 全額免除** ①身体障害者手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯構成員全員が特別区
民税(住民税)非課税の場合
②愛の手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯構成員全員が特別区民税(住
民税)非課税の場合
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯構成員全員
が特別区民税(住民税)非課税の場合

- 半額免除** ①世帯主が視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの
人
②世帯主が身体障害者手帳1・2級の手帳をお持ちの人
③世帯主が愛の手帳1・2度の手帳をお持ちの人
④世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
⑤世帯主が重度(特別項症～第1款症)の戦傷病者手帳をお持ちの人

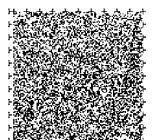
- **申請方法** しんせいほうほう 申請に必要なもの：①各手帳 ②印鑑 ③住民票の写し(戦傷病者手帳
をお持ちの人)

※全額免除申請する場合、世帯員全員の課税台帳確認の同意が必要です。

- **問合せ** といあわ ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい
る人
各総合支所 区民課 保健福祉係
②戦傷病者手帳の交付を受けている人
東京都 福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当
電話03(5320)4078 FAX03(5388)1403

13

割引・
減免



ゆうびんりょうきん げんめん
(16) 郵便料金の減免

身知

点字郵便物等の料金免除	①盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で開封のもの ②盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便(株)が指定する施設から差し出し、または指定する施設にあてて差し出されるもので開封のもの
ゆうパック・ゆうメール料金の減額	①聴覚障害者用ゆうパック (聴覚障害者用ビデオテープその他の録画物を内容とする荷物で、日本郵便(株)が指定する施設と聴覚障害者との間で発受するもの) ②点字ゆうパック (盲人用点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック) ③心身障害者用ゆうメール (図書館法に規定する図書館であって、日本郵便(株)に届出のあった図書館と身体に重度の障害がある人または知的障害の程度が重い人との間で図書の見覧のために発受するもの)
心身障害者用低料 第三種郵便物	心身障害者団体の発行する定期刊行物で、第三種郵便物として承認を受けたものは低廉な料金で送付できます。詳しくはお問い合わせください。

●**問合せ** 日本郵便株式会社

- ①芝郵便局 〒105-8799 港区西新橋3-22-5
電話0570-943-877 FAX03(3433)2457
- ②赤坂郵便局 〒107-8799 港区赤坂8-4-17
電話0570-943-876 FAX03(3478)3482
- ③高輪郵便局 〒108-8799 港区三田3-8-6
電話0570-943-721 FAX03(3456)5245

あお とりゆうびんはがき むりょうはいふ
(17) 青い鳥郵便葉書の無料配布

身知

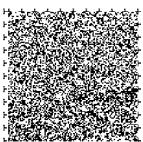
●**内容** 希望される人に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れて年1回、1人につき20枚無料で配布しています。

●**対象** ①身体障害者手帳1級または2級の人
②愛の手帳(療育手帳)1度・2度またはAと表記されている人

●**申請方法** 身体障害者手帳または愛の手帳(療育手帳)を持って郵便局でお申し込みください。また、郵送で申し込むこともできます。

●**問合せ** 日本郵便株式会社

- ①芝郵便局 〒105-8799 港区西新橋3-22-5
電話0570-943-877 FAX03(3433)2457
- ②赤坂郵便局 〒107-8799 港区赤坂8-4-17
電話0570-943-876 FAX03(3478)3482
- ③高輪郵便局 〒108-8799 港区三田3-8-6
電話0570-943-721 FAX03(3456)5245



(18) 区民保養施設利用料金の減額

身知精難

●内容 4月1日から翌年3月31日の間に、箱根「大平台みなと荘」、通年借上区民保養施設(熱川「熱川プリンスホテル」)それぞれ2泊に限り、利用料金が減額になります。3泊以上利用する場合は、一般料金となります。

●対象 区内在住で、下記の手帳等をお持ちの人です。また手帳等の種類により、手帳をお持ちの人1人につき、介護者1人も減額できる場合があります。
①身体障害者手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種の人は介護者も減額できます。)
②愛の手帳(介護者も減額できます。)
③精神障害者保健福祉手帳(介護者も減額できます。)
④被爆者健康手帳(介護者の減額はありませぬ。)
⑤戦傷病者手帳(特別項症から第4項症の手帳をお持ちの人は介護者も減額できます。)
⑥特定医療費(指定難病)受給者証(介護者の減額はありませぬ。)
⑦都医療券(特殊医療(人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等)およびB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く)(介護者の減額はありませぬ。)
⑧障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書(介護者の減額はありませぬ。)

●利用方法 手帳等(コピー不可)を直接保養施設へ持参し、利用承認書と一緒に提示してください。

●問合せ みなとコール 電話03(5472)3710 年中無休
午前8時~午後8時
地域振興課 地域振興係
電話03(3578)2530~2532 FAX03(3438)8252

(19) 区民保養施設「大平台みなと荘」の優先抽選

身知精難

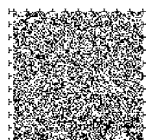
●内容 区民保養施設「大平台みなと荘」を優先的に利用できるよう、「6月の第1土曜」、「8月1日から8月31日まで」、「10月の第1土曜」についての優先抽選を行っています(優先枠はそれぞれ2部屋ずつです。)

なお、優先抽選の申し込みをした人が落選した場合、一般抽選として再度抽選の対象となります。

※お部屋タイプ、位置等の指定はできません。また、利用料金の減額については、前項目(18)の「区民保養施設利用料金の減額」をご確認ください。

●対象 区内在住で、下記の手帳等の交付を受けた人

- ①身体障害者手帳
②愛の手帳
③精神障害者保健福祉手帳



- ④被爆者健康手帳
 - ⑤戦傷病者手帳
 - ⑥特定医療費(指定難病)受給者証
 - ⑦都医療券
 - ⑧障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書
- ^{りようほうほう}利用方法 郵便はがきに、代表者氏名・住所・電話番号・生年月日・利用者番号・利用希望日(第一希望まで)・利用希望人数(2人以上5人まで)を記入し、「港区保養施設優先抽選申し込み」と書いて、下記のとおり郵送してください。

	利用希望日 (優先枠設定日)	申込可能泊数	申込期間(必着)	申 込 先
1	6月の第1土曜	1泊	4月1日から 4月12日まで	〒141-0021 品川区上大崎2-24-9 アイケイビル3階 「JTBみなと予約センター」
2	8月1日から 8月31日まで	2泊(連泊) まで	6月1日から 6月12日まで	
3	10月の第1土曜	1泊	8月1日から 8月12日まで	

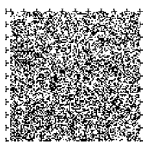
●^{といあわ}問合せ 地域振興課 地域振興係
 電話03(3578)2530~2532
 FAX03(3438)8252

(20) ^{くりっこうきょうちゅうしゃじょう}区立公共駐車場・^{じてんしゃとうちゅうしゃじょうりょうきん}自転車等駐車場料金の免除 ^{めんじょ}

身 知 精 難

●^{ないよう}内 容 ^{ちゅうしゃじょう}【駐車場】
^{しょうがいしゃ}障害者が乗車する^{じどうしゃ}自動車の^{ちゅうしゃりょうきん}駐車料金を免除します(2時間まで無料)。
^{じてんしゃとうちゅうしゃじょう}【自転車等駐車場】
^{しょうがいしゃ}障害者が^{じてんしゃとうちゅうしゃじょう}自転車等駐車場を利用する際は、¹1人につき¹1か所で^{ていきりりょう}定期利用の^{しりょうりょう}使用料を免除します。¹1人で^{ふくすう}複数の^{じてんしゃとうちゅうしゃじょう}自転車等駐車場を利用する際は、^{いちじりりょう}一時利用の^{しりょうりょう}使用料を免除します。

●^{たいしやう}対 象 下記の手帳等をお持ちの人
 ①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④特定医療費(指定難病)受給者証 ⑤都医療券 ⑥障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書



●所在地

		施設名	所在地	電話・FAX 番号
駐車場		品川駅港南口公共駐車場	港南 2 - 14 - 17	電話 03(3472)7921 FAX 03(3472)2772
		麻布十番公共駐車場	麻布十番 1 - 4 - 10	電話 03(3583)5910 FAX 03(3583)5906
自転車等駐車場	芝地区	浜松町駅北口自転車等駐車場	海岸 1 - 2 - 34	電話・FAX 03(3434)3150
		桜田公園自転車駐車場	新橋 3 - 16 - 15	電話・FAX 03(3432)9090
	麻布地区	三河台公園自転車駐車場	六本木 4 - 2 - 27	電話・FAX 03(3408)5135
		広尾駅自転車駐車場	南麻布 5 - 1 - 25	電話・FAX 03(5420)1171
		麻布十番駅自転車等駐車場	麻布十番 1 - 4 - 14	電話 0120(356)621 03(4213)8016 (NCD サポートセンター)
		六本木駅自転車駐車場	六本木 6 - 5 - 19	電話・FAX 03(3470)4186
		一の橋公園自転車駐車場	東麻布 3 - 9 - 1	電話 03(3587)6653
	高輪地区	白金高輪駅自転車駐車場	高輪 1 - 3 - 20 先	電話・FAX 03(3440)6191
		白金台駅自転車駐車場	白金台 4 - 6 - 2	電話 03(6450)4347 FAX 03(6450)4508
	芝浦港南地区	田町駅東口自転車等駐車場	芝浦 3 - 3 先	電話・FAX 03(5443)0590
		品川駅港南口自転車等駐車場	港南 2 - 14 - 6	電話・FAX 03(3472)7931
		こうなん星の公園自転車駐車場	港南 1 - 9 - 24	電話・FAX 03(6712)9343

- ^{りようほうほう}利用方法 各駐車場・自転車等駐車場の管理事務室で手帳等を提示してください。
※麻布十番駅自転車等駐車場については、対象者であることを管理会社にお伝えください。管理会社からご利用手続きを案内します。

- ^{といあわ}問合せ 各駐車場・自転車等駐車場

